

平成23年度

第4回赤磐市行財政改革審議会

赤磐市行財政改革審議会

午後1時30分 開会

●事務局 ただいまから、平成23年度第4回行財政改革審議会を開催させていただきたいと思いをします。

本日は、全員の委員さんの御出席をいただいております。したがって、赤磐市行財政改革審議会要綱第6条第2項の規定によりまして、本会議は成立をいたします。

それでは、会長の開会の宣言、あいさつに引き続きまして、議事進行をお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

●議長 ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第4条第1項の規定によりまして、平成23年度第4回赤磐市行財政改革審議会を開催いたします。

皆さんこんにちは。

本日は、御多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

早いもので、今年もあと一月と10日を残すのみとなりまして、本当に月日のたつのは早いなあというふうに実感しておりますが、審議会のほうも、本日はいよいよ最終局面を迎えておりまして、皆様方からいろいろ提言の協議をいただいておりますけれども、その提言をとりまとめまして、本日は市長への提言書の提出を予定しております。

今年度の審議会は、御承知のとおり支所等のあり方の具体的な見直しをテーマに掲げました。非常にデリケートなテーマでありまして、我々はこれまで3回にわたりまして慎重に審議をしまいたったわけでありまして、本日もぜひ建設的な御意見をいただきまして、この会議が実り多い会議となることを願っております。本日も何とぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第6条第2項の規定によりまして、会議録の署名を2名の委員さんをお願いいたします。委員名簿の順にいきまして、今回は〇〇委員と〇〇委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事進行をしまいたいと思います。

まず協議事項の3番ということになりますが、先ほど言いましたように、このたびの審議会では提言書を取りまとめることが最大の目的でありまして、平成23年度の提言書の案について、第3回で皆様方から御意見をいただきました。それを反映をさせましてつくりましたが、きょう御用意しております資料1の平成23年度提言書（案）についてという見出しのものであります。このような形で整えたわけでありまして、これをどういう考え方でまとめたかということで資料2というものがあります。これまで我々は6項目についてそれぞれ協議しておりますけれども、この資料2には第3回で提示しました方向性と、そして第3回で皆様方から出された意見を取りまとめたもの、そしてそれを受けて今回修正したものを資料2の一

番右の列に出しているわけですが、この3者を比較しながら協議をしていきたいと思っております。前回と同様に提言の項目ごとに審議を進めていきたいと思っておりますけれども、このようなやり方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

そうしますと、皆さんから御異論がありませんでしたので、前回と同じようなやり方で6項目の項目ごとに審議をしていきたいと思えます。

それでは、まず提言の前文につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事 務 局 失礼をいたします。それでは項目ごとに御説明をさせていただきたいと思えます。

資料の作成方法につきましては、先ほど会長のほうから御説明をいただきましたので、省略をさせていただきたいと思えます。

それではまず、提言の前文でございますけれども、真ん中に第3回での委員さんの御意見を載せさせていただいております。この意見につきましては、非常にたくさんの御意見をいただいた項目もございますけれども、会長が取りまとめをしてくださっておりますので、そういうものを中心に意見を挙げさせていただいております。

まず委員さんの意見でございますけれども、第2回審議会支所位置づけということで確認した3点、即ち、地域を活性化させる、市民の安心・安全を守る、市民の利便性に配慮した身近な業務を取り扱う、これらを3本柱として明記する。それから、支所、出張所の見直し実施に当たっては、市民にわかりやすく説明をすることを明記する。交通弱者の利便性確保について明記する。それから、方針としてメリ張りのきいた分権と集約をきかせた方向づけを盛り込む、行財政改革の理念として、行政をスリム化し、地域を元気にするために、単に集約していくだけでなく、地域に権限を与えていくという分権の考え方を示す。地域のまちづくりのためのコミュニティー拠点として新しい支所をつくるという考え方、すなわち分権のための行革であるという考え方を示す。目標年次については、2015年度、平成27年度とする。これは地方交付税の算定替えが始まる年でございます。暫時5年間かけて減り始める年ということでございますが、これを目標年次として明記すること。基本的には2015年度を目標とした内容とするが、長期的な内容を入れる場合は後で補足という形で記載するという御意見をいただいております。

これに基づきまして作成しました案が、右側の列でございます。読み上げますと、

「地方交付税の暫減が始まる平成27年度を4年後に控えた今、事業及び職員を削減し、行政のスリム化を一層進めることが緊急の課題となっております。この課題に対応するためには、組織・機構改革、とりわけ支所の見直しがひとつの有効な手段となりますが、財政的な対応に偏重し、市民サービスの低下を招いては本末転倒であり、支所の見直しにあたっては周到な計

画・準備によって本庁に事務事業を「集約」しつつ、支所では市民サービスを維持していかなければなりません。

ここで支所が単なる窓口になってしまえば、各地域のまちづくりの拠点がなくなり、支所管轄地域がさびれる一方となってしまいます。したがって見直しによって改めて支所を地域のまちづくりの拠点と位置づけ、各地域のまちづくりのため、支所に「分権」という新しい発想で取り組むことが不可欠と考えます。

これらのことを踏まえて、

- (1) 地域を活性化させる
- (2) 市民の安心安全を守る
- (3) 市民の利便性に配慮した身近な業務を取り扱う

以上の3点を支所見直しの柱とし、この3点を実現するための手法について、6項目に分けて本審議会で検討いたしましたので、これを下記のとおり提言いたします。

なお、この提言は、平成27年度（2015年度）を実施目標年度としておりますが、実施にあたっては、職員の人材育成、交通弱者等に配慮した公共交通の整備及び支所管内の施設の有効活用と管理方法の検討が必須となります。

また、支所及び出張所の見直しを行う際には、今年度の本審議会の審議内容を尊重するとともに、提言を元に市民の意見に耳を傾け、見直しを実施すること及び実施にあたっては市民に分かりやすく説明することを求めます。」

と、このような前文の案を作成させていただいております。

●議 長 ありがとうございます。

前回の第3回審議会での皆さんの御意見を踏まえまして、まずこの前文がつけられたということでありまして、ポイントは先ほど室長さんが述べられたとおりであります。支所改革の位置づけの3本柱、説明責任を果たす、分権の考え方、コミュニティーの拠点としての機能ということ強調する、目標年次を2015年度、平成27年度ということで改めて明記する、そのようなことがポイントかと思えますけれども、そういう形で文章をつくらせていただいたというわけです。ここで何か御意見、御質問など、ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

なければ、これでお認めいただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは、この前文につきましては修正なしということで進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、これから6項目の話になりますけれども、まずその6項目の1番目、「支所の管轄区域」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

●事 務 局 それでは、①「支所の管轄区域」でございますけれども、第3回の審議会にお

きまして、委員さんからいただいたご意見を3つにまとめさせていただいております。

まず、仁堀支所は廃止の方向と明記するが、地域の交通問題を検討し、廃止後も地域住民の利便性を確保すること及びなぜ廃止するのか、今後どうするのか、そういったことをしっかり説明して住民の納得を得ることも附帯条件として明記する。「見直し後の支所機能定着後」という表現はわかりにくいので、地域コミュニティの拠点機能を維持しつつ、或いは地域の求心力の拠点であるという役割を残しながら、または地域の元気、活力を維持するためにコミュニティ機能を残しながら等の表現にする。桜が丘東地域と仁堀地域以外の地域については、現行どおりとすることを明記するという御意見をいただいております。

これをもとに、提言書案では、

「・桜が丘東地域については、市民の利用頻度及び庁舎までの距離等を勘案し、本庁の管轄区域とすること。

- ・桜が丘東地域及び仁堀地域以外の地域については、現行の管轄区域とすること。
- ・出張所機能を有する桜が丘いきいき交流センターは、住民サービス向上のため土日等を含む開館日には証明発行等を行う市民課のサービスセンターとしての活用を検討すること。
- ・仁堀出張所については、廃止の方向で検討することとするが、公共交通を確保するなど地域住民の利便性に留意するとともに、地域の活性化策を検討すること。」

このような形でまとめさせていただいております。

●議 長 ありがとうございます。

「支所の管轄区域」について、前回いただきましたご意見を踏まえまして修正をさせていただきましたけれども、この文言などにつきまして、何か御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それではお認めいただいたということで、次に参りたいと思います。

●事 務 局 会長、ちょっとすみません。

●議 長 はい、どうぞ。

●事 務 局 ちょっとここで確認なんです、目標年次につきましては平成27年度、2015年度ということにいたしております。ここで仁堀出張所についての箇所でございますけれども、廃止の方向で検討することとするという表現をさせていただいております。この平成27年度の目標というのが、これは廃止の方向で検討した結果が出るのが、要するにどういうふうにしていくかという結果が出るのが27年度という解釈、或いは27年度までに廃止するんですよという解釈の2つが考えられます。事務局がこういうことを言って申しわけありませんが、若干不明確な部分がありますので、そのあたりを仁堀出張所の表現を含めて御意見をいただけたらと思います。

●議 長 わかりました。

ここは重要な部分ですので、今事務局から確認を求められましたことについて、協議したいと思えます。

一番下の仁堀出張所のところですが、廃止の方向で検討することとなっているわけですが、これがいつまでなのかということですね。前文のほうでは、この提言は2015年度を実施目標年度としているわけですが、2015年度までに廃止するという結論を出すのか、それとも実際に廃止をするのか、この点についてどうかということなんですが、まず私自身の考え方を言えば、あくまでも2015年度という年度を実施の目標年度としております。検討の年度ではなくて実施の年度ですので、検討してその結果廃止という形で2015年度までに実施するというのが私の解釈なんですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 今までも会議の中で出てきておりました機構改革とか、財政計画とか財政見直し、それらに対する体制づくりを2015年度までにきちっとしないと、いつの年度になっても実施はできないんじゃないかなと思うんです。機構改革や財政計画、財政見直しをきちっと立てた中で、住民の皆さんにこういう内容で今後進めていきますので御理解と御協力を賜りたいというような方向で話をすれば、何らかの御回答がいただけるんじゃないかなと思うんで、あいまいな格好ですと、どうしても反発しかないんじゃないかと思えます。ですから、会長の言われるとおりでいいんじゃないかと思えます。

●議 長 2015年度までに廃止をするということですね。ということですが、よろしいでしょうか。我々の提言はそういう意図で出しているということでもあります。

どうですか、文言を何か修正する必要はありますか。

わかりづらいですか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 その文言を改めてつくるというのも何ですけど、それまでに環境整備を何とかそういう形にしないと、何にもなしで位置づけをあいまいとられてもいけませんので、それまでにさっき言いましたように、機構改革や財政計画等々の環境整備をきちっとまとめて、それで実施を図るということではいけばいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

●議 長 それをここに書くということですか。

●〇〇委員 入れたほうが良いような気がしますがね。

●議 長 そうですか、はい。どうでしょうか。ただ、この部分はいろいろ書いていくとちょっとわかりづらくなる面があります。

はい、どうぞ。〇〇委員。

●〇〇委員 失礼します。今、〇〇委員がおっしゃったことは、本当にそのとおりでと思うん

ですが、提言案前文の「実施目標年度としておりますが」の後に、「実施に当たっては」というような文章が何行か入っております。これにすべて含まれると考えてもいいんじゃないかと思うんです。実施年度というのはやはりはっきり決めておくべきで、施設の見直しとかでいろんなことが問題になったときも、検討中、検討中というようなことが随分多くて、では実際に何年までにどうなるのかということが、これでは全然はっきりしないなと思いました。めり張りをつけるということもありますので、こういったことはきっちり決めたとおりというか、意見のとおりにしたほうがいいのではないかと思います。

●議 長 わかりました。そうしますと。

ああ、ごめんなさい。はい、どうぞ。

●〇〇委員 今の点で、さっきの前文のところにもありますけれど、「なお、この提言は平成27年度を実施目標年度としておりますが」で続くんですけども、「が」で続くと、何となく後ろの事情によっては延びてもいいよというふうに見えなくもないので、「実施目標年度としております」で切って、「この実施目標年度までに、次の職員の人材育成」というふうにつなげて、「が必須となります」と。「実施に当たっては」ではなくて、「この実施目標年度までに職員の人材育成、交通弱者等々」と。下の仁堀出張所についても、廃止の方向で検討するじゃないです。今のお話だったらもう廃止すると、「廃止することとする。それまでに公共交通を確保するなど、これこれを検討すること」というふうに言葉を改めたほうが今の趣旨がはっきりするのかなと思いますが。

●議 長 〇〇委員からも出ました。それから、〇〇委員のほうからもちょっと出ましたので、また前文のほうに少し戻りまして、こちらのほうも協議したいわけですが、まずなお書きのところですね。実施目標年度が書かれておりますが、まず目標年度をきちんと示すということで、「実施目標年度としております。」という形で切る。そのほうがより強調されてわかりやすくなるのではないかと〇〇委員の御意見なんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 では、そうしましょう。「実施目標年度としております。」という形にします。次に、「この実施年度までに」という文言を入れさせていただきまして、「実施に当たっては」を削除することにしましょうか。

よろしいですか。「実施目標年度としております。この実施年度までに」で後はずっときて「必須となります」というふうにしたいわけですが、そこで〇〇委員がおっしゃった機構改革などもあるわけで、「この実施年度までに」に続けて、次の「職員の人材育成」の前に「機構改革などにあわせて」ですか、機構改革などにあわせて職員の人材育成云々という形で続けていくという修正でいかがでしょうか。

もう一度言いますと、「なお、この提言は平成27年度（2015年度）を実施目標年度としております。この実施年度までに、組織機構改革にあわせて職員の人材育成、交通弱者等に配慮し

た公共交通の整備及び支所管内の施設の有効活用と管理方法の検討が必須となります。」こういうふうに修正をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 では、これが前文ということで。

次に管轄区域のところではありますが、今〇〇委員のほうから「廃止の方向で検討することとする」という文言が非常にあいまいであるという意見をいただきまして、ここは「の方向で検討」という部分を削除して「廃止することとするが」というふうに修正してはどうかということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 このほうがはっきりしますね。検討か実施かではなくて、もう実施するということですので。ではそういう形で修正をいたします。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 今の「廃止することとするが」の部分ですが、ここもやっぱり切って、「する。それまでに」と続けてはどうでしょう。

●議 長 ああ、わかりました。ありがとうございます。

さらにちょっと修正が加わりまして、「廃止することとする。それまでに」という形でいかがかということですが、よろしいでしょうか。より明確な文章になりますので。

では、そういうことで事務局もよろしいでしょうか。

よろしいですか。では、お願いいたします。

それから、ちょっと今見ながらで何なんですけれど、桜が丘東の話が出てきまして、次に桜が丘東と仁堀と出てくるわけですね、仁堀以外の地域ということで。そして仁堀のことは、一番最後に出てますよね。これは展開からすると、まず桜が丘東地域の説明があって、本庁管轄の区域とするとくれば、続けて仁堀出張所のことを書かないと次の展開にならないんじゃないかと思いますので、順番からすると、桜が丘東地域のところをまず書いて、2番目に一番最後にありますけれど、仁堀出張所のことを持ってきて、3番目に桜が丘東地域及び仁堀地域以外の地域については、現行の管轄区域とするとしたほうが読みやすいのではないかと思いますので、そういうふうに順番を変えたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 では、そういう形にさせていただきます。

「支所の管轄区域」についてはよろしいですか。ではそういう形で文言を修正いたします。

ほかに御意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは次に6項目の2番目です。「所管すべき事務事業」について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 「所管すべき事務事業」でございますが、一番初めの、括弧を外すというのは、前回の第3回の資料では、一番右側の真ん中のポツのところでございますけれども、「本庁業務と支所業務の重複はできるだけ避け、本庁集約を進めること、ただし各支所は、防災、協働のまちづくり（地域との調整業務）、」という記載をいたしておりました。これにつきましては、括弧を外して、「協働のまちづくり」と区別して挙げるという意見をいただいております。

それから、防災、防犯、商工観光、公共交通、公共施設管理は地域のまちづくりにかかわる業務であり、地域の住民自治組織と連携する地域まちづくり課の設置を提案する。保健福祉事業は福祉の専門的な領域もあるので、地域の民生委員と連携する意味で、一つの拠点として地域福祉課の設置を提案する。建設、農林というハード行政は本庁で管理して一体的に行うべきだが、市域が広いので、吉井地域は北部拠点である吉井支所、その他の地域は南部拠点である本庁が担当することを提案するという意見をいただいております。

そして、提言書の案でございますけれども、

「・各支所の所管業務は、歴史、文化、伝統などを含めてそれぞれの地域特性に配慮し、特に吉井支所については地理的条件も加味すること。

・本庁業務と支所業務の重複はできるだけ避け、本庁集約を進めること。ただし、各支所は防災、協働のまちづくり、保健福祉の推進拠点として充実させること。

・地域との調整業務については、本庁支所間の連携をとることで、各支所で充分対応できる体制を整えること。

・各種申請等はできるだけ受け、市民の利便性を損なわないよう配慮すること。」

このようにまとめさせていただきます。

●議長 ありがとうございます。

これも前回の皆様の御意見をいただいて修正をしたものでありますけれども、協働のまちづくり、地域との調整業務、こういうものを強調した形で整理したということではありますが、この箇所につきまして何か御意見、御質問はありますでしょうか。

お認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長 それでは、お認めいただいたということで、次に行かせていただきたいと思いません。

続きまして、6項目の3番目であります「支所の権限」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 それでは、資料の4ページになりますけれども、一番上の「支所の権限」でございます。

第3回での委員さんの意見では、出先機関という表現は避け、本庁と相談しながら業務を

進めるという表現にするということ、それから、支所独自事業の権限について標記が弱いので、1 分権により独自のまちづくり等を行う独自業務、2 住民の身近な業務、すなわち支所の共通業務、3 その他の本庁の補完業務、以上の3つに分けて、権限を持たせて役割分担することを明記する。あるいは、各支所に地域活性化のための予算を持たせることを明記するという意見をいただいております。これをもとに提言案を作成したわけですが、一番最初にあります、本庁と相談しながら業務を進めるというのは、6項目の6番目「本庁との協力体制」、こちらのほうへ割り振りをさせていただいたほうがいいのかということ、そちらへ入れさせていただいております。

提言案でございますけれども、

「・支所の権限は、地域性を考慮して設定すること。

- ・災害等緊急対応を必要とする業務は、支所長の権限とすること。
- ・地域のまちづくりに関する事業等、支所特有の事務事業については、支所長の権限によって実施すること。
- ・担当業務は具体的な項目に分けて本庁・支所の役割分担を明確にすること。」

以上のように整理させていただいております。

●議 長 ありがとうございます。

「支所の権限」ということでありまして、本庁と相談しながら業務を進めるというところは6番目のところで盛り込み、その他の御意見をこちらに盛り込むということで、一つには地域性ということがキーワードですね。そして、災害とかまちづくりとか、そういうものが明示されているということでもあります。ここの文言につきまして、何か御意見などありましたら。

はい、お願いします。

●〇〇委員 地域のまちづくりに関する事業は、支所長の権限ということになっておりますけれど、協働推進室との関係をきちっと整理できるんでしょうかね。

●議 長 協働の話ですね。

はい、お願いします。

●事 務 局 現在、協働のまちづくりの担当部署として、協働推進室がございます。そちらとの事務の分担ということでございますけれども、その詳細につきましては、まだこれから検討段階で、特にこれからの機構改革も含めて協働推進室の業務をどのようにしていくかということにも関係いたしますので、そのあたりは機構改革を行う際に事務分掌の中で整理をしていくということで、現時点での事務分掌、協働推進室の事務とあわせると非常にわかりにくい状況になってくると思われませんが、機構改革でどういう組織になるかということが決まっておりますので、機構改革の段階で整理をさせていただきたいと思います。

●議 長 今のお話では、地域のまちづくりに関する事業等というところの中に協働というもの、あるいは盛り込まれているということによろしいですね。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 一番上の、支所の権限は地域性を考慮して設定するということなんですけど、これはどういう意味なんですかね。前のページの②「所管すべき事務事業」では、地域性に配慮して所管すべき事務事業を決めるとされていて、③では、支所の権限は地域性を考慮して設定するとなっているのは、3支所それぞれ地域性に応じて権限が薄いところや強いところを分けるという趣旨なのでしょうか。

●議 長 いかがでしょうか。

●事 務 局 このあたりの書き方というのは、実は非常に迷うところございまして、6項目に分けて検討という形で提言書を作成しているわけですけども、各項目がいろんなところで関係をいたしてきます。ここだけに入るということにならないので、この辺は非常に苦慮しているところで、それぞれの項目によって表現の方法が違ってくるところもございまして。そういうことで、前の項目では、歴史、文化、伝統などということも含めて地域特性というような表現をさせていただいておりますが、ここについては、あえてもう一度書くということもどうなのかなということもありまして、地域特性という意味をまとめたような表現をさせていただいております。

それから、権限につきましては、やはり地域特性を配慮するということですから、3支所それぞれの特性、文化、伝統等々ございまして、場合によってはそういうことが生じることもあり得ると思っております。

●議 長 どうぞ、はい。

●〇〇委員 ③の「支所の権限」は、簡単に言えば支所長がどこまでの権限を持つかということだと思えます。そうしますと、地域性によって支所長の権限が違ってもいいのか、違うことがあり得るのか、地域性ということで、ある支所の支所長は地域のまちづくりの権限を持つてけれども、ある支所の支所長は持っていないということが、あり得るということなんですか。所管事務が地域性に応じていろいろあり得るよという意味で、②が地域性に応じた所管すべき事務事業になってくるのはわかるんですけど、権限の面からいうと、地域性に応じて権限の弱い地域と強い地域が分かれるというのがいいのかどうかと思いますけれども。

●議 長 これはいかがでしょうかね。事務事業については先ほど②のところでも歴史や文化や伝統というのがそれぞれ違っているということで、それに応じたいろんな事務事業があるということが出ておまして、その中身というのが、この③でいきますと、地域のまちづくりに関する事業等というところに入ると。それを行う権限というものを支所長が持っているということになりますと、〇〇委員がおっしゃるように、支所の権限は地域性を考慮して設定するという文言が入ることで、支所によって何か権限が違うような印象を持ちますので、これも事務事業というところで表現すればいい話ですから、支所の権限を地域性を考慮して設定することに

については、削除してはいかがかと思うんですけれども、どうでしょうかね。災害、そしてまちづくりなど、そういうものが支所長の権限だというふうにすれば、すっきりするように思いますが、すけれども。

はい。どうぞ。

●事務局 ちょっとすいません。

補足ですが、権限について、赤磐市はご存じのとおり4町が合併しておりますが、実はそれぞれの旧町地域が同じ法律でくくられているわけではありません。例えば、過疎であるとか山村振興、あるいは中山間等、市の全域が一律に含まれておるというわけではございません。したがって、支所によって、その法律のかかってくる部分というのも違ってくるので、そういう意味もあって地域性を考慮してということで事務局では作成をさせていただいたんですけれども、その辺を省くという意見が出ておりますので、そういうことも加味していただければと思います。

●議長 なるほど、そうですか。

吉井地域の場合だと過疎債などがありますが、山陽地域は該当しないですね。この地域性という文言の中身には、そういうことが入っているということです。確かにそう言われればそうですね。いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

●〇〇委員 それもその②の事務事業の問題の一種なんじゃないですかね。過疎債に関連する事務事業は②で、地域性に配慮して吉井支所はそれを持つというか、支所長権限とすると。この②と③は本当に区別しにくいんですけれども、②が所掌事務で、③はあくまで支所長権限はどこまでにするかということで整理したほうが、すっきりするように思います。

●議長 いかがでしょうか。わかりやすさというのが一番大事ですので、おっしゃるように、そういう地域性という部分は過疎債のことなども含めて、ここの事務事業のところで作ってしまった、権限についてはどこの支所も同じだという形でどうでしょうか。業務内容が違うということであって、権限についてはすべての支所が同じというトーンで書いたほうがわかりやすいということなんですが、よろしいでしょうか。ちょっと判断に迷うところもあるんですけれども、〇〇委員のおっしゃることも私ももっともだと思います。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 先ほどの③「支所の権限」の一番下のポツなんですけれども、担当業務は具体的な項目に分けて云々と書かれています。これは支所長さんの権限についての内容であって、業務の本庁、支所の区分に関することが書かれているので、ここら辺は前の②のほうなのかなと思ったんですが。

●議長 そうですね。担当業務の話ですので、これもちょっと趣旨としては、②のほうの方がわかりやすい感じがしますけれどもね。とりますか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 この部分を削除して、②「所管すべき事務事業」の3番目で十分対応できるんじゃないかと思うんですけど。

●議 長 調整業務のところですね。

●〇〇委員 はい。これにちょっと語句を補完するとか。

●議 長 そうですね。これと重なる中身です、確かにね。

どうでしょうか。地域との調整業務については、本庁支所間の連携をとりながら、本庁、支所の役割分担を明確にするというような形でまとめましょうか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 先ほどの本庁、支所の役割分担を明確にするという部分について、担当業務を具体的に分けるという点では②のほうに含まれているので、もう削除だと思うんです。

一方で、分権業務は支所長権限で、本庁への集約業務のほうは、どの委員さんか第3回でおっしゃったように、支所で受け付けて本庁の部長か課長かが決裁するような仕組みにしてはどうでしょう。そういう趣旨をここに盛り込めたらいいんじゃないでしょうか。

●議 長 では役割分担を明確にするという部分は残すということですね。

そうしますと、まず〇〇委員の言われたところですが、「支所の権限」の一番最後のところ、〇〇委員もおっしゃいましたけれども、ここにつきましては、地域との調整業務についてというところはかなり盛り込まれているので、この「担当業務は具体的な項目に分けて」というところはとります。

次に、本庁、支所の役割分担を明確にするという部分で、〇〇委員がおっしゃった集権業務、すなわち市役所全体の業務としたほうがいいのかと思われるものについては本庁の業務として、分権的な業務は支所の権限として、その役割分担を明確にするという文言をここに入れるというふうにしましょうか。ちょっと今明確な言葉がないんですけど。そうすると、権限としてはすっきりしますよね。それが2つ目です。

3つ目としては、先ほどの、支所の権限は地域性を考慮して設定するという最初の話ですけども、これはやはりとりましょうか。すでに業務ということで、例えば過疎債業務なども、地理的な条件などに入っていると見なして、ここはあくまでも権限という形で整理するというところで、最初の「支所の権限は地域性を考慮して設定すること」は削除するという整理の仕方を提案をさせていただきますが、何か御異論とか御意見ありますでしょうか。

もう一度言いましょうか。

議論の出た順番からいきますと、まず「支所の権限」のところでは、「支所の権限は、地域性を考慮して設定すること」というところは削除します。これが一つ。

次に、「支所の権限」の一番最後の「担当業務は云々」というところについては、担当業務の話ですから、②「所管すべき事務事業」のところで整理ができていて、〇〇委員がおっし

やったように、3つ目のポツの地域との調整業務についてというところに含まれているということで、「担当業務は具体的な項目に分けて」の部分は削除します。

それから3つ目の話ですが、本庁、支所の役割分担を明確にすることという最後のところは、やはり残しましょうということです。ただし前半に「集権的な業務については本庁、分権的な業務は支所という形で本庁、支所の役割分担を明確にすること」というふうに入れてはどうかというのが今の提案です。

3つ言いましたけれども、そういう形で修正をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

では、支所の権限、先ほどの②とも絡めて修正をさせていただきました。

それでは、お認めいただいたということで、今度は6項目の第4番目ですね。4の「組織・機構」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事 務 局 それでは、4番目の「組織・機構」でございますけれども、委員さんからの意見では、基本的に1支所を1課または2課とし、明確な目標を持った部署を維持するよう提案する。「組織・機構」というと既に固まっているイメージがあるが、今後いろいろな変化が予想されるため、少し柔軟に対応できるような表現をする。「組織・機構」の中に地域特性についての記述がないので、地域特性についても盛り込むというような意見をいただいております。

これをもとに案では、

「コンパクトで、業務内容が市民に分りやすく、地域特性に配慮した組織・機構とすること。

- ・各支所組織は、本庁との距離など地域の実情を考慮しながら、大課制へ移行すること。
- ・地域のまちづくりを目的とする部署を設置し、活性化に取り組むこと。」

このようにまとめさせていただいております。

●議 長 ありがとうございます。

第3回までの議論をベースとしまして、ここにも地域特性という言葉が出ておりますが、それをベースとした組織機構として大課制へ移行すること、まちづくりということなどがキーワードかと思いますが、こういう形でまとめさせていただきました。何か御意見等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 では、これにつきましては、お認めいただいたということで、次に行きたいと思えます。

今度は6項目の5番目「職員の配置」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事 務 局 それでは、5番目の「職員の配置」でございますけれども、委員さんからは、分権により支所業務となる地域のまちづくり事業を遂行できる職員、オールマイティーな職

員、専門性を持ったプロとなる職員、人とうまく接することができるコミュニケーション力を備えた職員を育成し、配置することを明記する。支所ごとの職員数を検討し、明記する。それから、横断的な事務処理を可能とする体制の構築を明記する。市全体の事業については、別に配置計画が必要であることを明記する。このような意見をいただいております。

この中で、前回支所の職員数を明記するという意見が出ておりまして、会長、副会長と相談をさせていただいたんですけども、やはり本年度の目標は、行財政改革の中でも支所の見直しに絞って議論をいただいております。その議論の中で、財政面だけを重視して市民サービスの低下を招かないようにすべきである、或いは支所は地域のまちづくりの拠点とすべきであるという方向で審議が進んでおります。そういうことを考えますと、ここで計画等がないままに職員数を先に掲げてしまい、その削減数を達成するという方向に傾きますと、今回の審議でいただいた方向性というものが崩れてくるのではないかということで、今回の提言の中には、職員の数等は入れておりません。そういうことで、右側の案のとおり、

「・支所長は地域のコーディネーターを務めるとともに、所属職員が横断的な事務処理ができるよう調整を図ること。

・支所の職員削減は避けられず、職員は一層多角的な知識、判断を求められるため、これに対応できる職員の育成及び配置に努めること。一方、防災等の専門性の高い業務については、「プロ」の育成が必要であり、同様に地域のまちづくりについても、担当させるべき職員を育成すること。

・職員のコミュニケーション能力を向上させ、市民が利用しやすい環境を整えること。」

と、こういう形でまとめさせていただいております。

●議 長 ありがとうございます。

職員の配置ということでもありますけれども、地域のコーディネーターとかプロの育成という形で、前回出た御意見などを入れさせていただいております。

そして、今事務局から説明がありましたけれども、職員数の明記ということにつきましては、先ほど〇〇委員からも言われましたが、全庁的な機構改革なども進んでおりまして、そういうものとの絡みもありますから、数値を掲げること自体がひとり歩きしてしまう可能性もありますし、場合によってはその地域の住民の方にも御迷惑をかける可能性もありますので、ここでは方向性だけを示して、そういう数値についてはいろんな周辺環境がわかってきた段階で考えたいということで、ここでは提言ということもありますけれども、数値は入れないということで整理をさせていただいたわけですが、何か御意見、御質問など、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか、この文言で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは、お認めいただいたということで、最後に6項目の第6番ですね。「本庁との協力体制」につきまして、説明をお願いいたします。

●事務局 はい。本庁との協力体制でございますけれども、特に修正を加えるような大きな意見というのはなかったんですが、先ほども③の「支所の権限」のところで説明させていただきましたように、本庁と相談しながら業務を進めるという表現をするという意見が出ておりました。そういうことを含めまして、提言のほうは、

「・市民の安心安全は最優先事項であり、特に災害に対しては、速やかに本庁がカバーする協力体制を予め明示しておくこと。

・市をあげて取り組むイベント、選挙事務等は本庁と各支所の職員が協力して、市全体で取り組むこと。

・本庁担当部署が支所の関係業務を管理し、必要に応じて即座に応援できる体制を整えておくなど、市民の利便性を損なうことのないよう協力体制を十分検討すること。また特殊事例・困難事例への対応は本庁が判断を示し、支所職員の負担を軽減すること」

と、このようにまとめております。

●議長 ありがとうございます。

先ほど支所の権限のところでもお話がありましたけれども、本庁と相談しながら業務を進めるという部分につきましては、本庁との協力体制のところでも明記をするという形で整理をしまして、今説明があったような文言となりました。この点につきまして、何か御意見、御質問、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。お認めいただけますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議長 それでは、お認めいただいたということで、整理をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

以上で、前文、そして6項目の全てについて、皆さんから御意見を伺いました。幾つか修正点が出てまいりましたので、資料1の内容を修正させていただきまして、後ほど平成23年度の提言として市長にこれを提出するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長 ありがとうございます。

それでは、この内容を平成23年度の提言とさせていただきます。提言書を市長に渡す準備、修正などがありますので、しばらく時間をとりますが、どれぐらい時間がかかりますか。15分ぐらいですか。はい。15分ほど時間が必要だということなので、私の時計で今2時25分ですので、2時40分だったら大丈夫ですか。では、2時40分まで休憩といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時43分 再開

●事務局 大変お待たせをいたしました。

準備ができましたので、多田会長から井上市長に提言書の提出をお願いいたします。

多田会長、井上市長、マイクのところへお願いいたします。

●議 長 それでは提言書を渡します。

「赤磐市における新しい支所及び出張所のあり方について

①支所の管轄区域

- ・桜が丘東地域については、市民の利用頻度及び庁舎までの距離等を勘案し、本庁の管轄区域とすること。
- ・仁堀出張所については、廃止することとする。それまでに公共交通を確保するなど地域住民の利便性に留意するとともに、地域の活性化策を検討すること。
- ・桜が丘東地域及び仁堀地域以外の地域については、現行の管轄区域とすること。
- ・出張所機能を有する桜が丘いきいき交流センターは、住民サービス向上のため土日等を含む開館日には証明発行等を行う市民課のサービスセンターとしての活用を検討すること。

②所管すべき事務事業

- ・各支所の所管業務は、歴史、文化、伝統などを含めてそれぞれの地域特性に配慮し、特に吉井支所については地理的条件も加味すること。
- ・本庁業務と支所業務の重複はできるだけ避け、本庁集約を進めること。ただし、各支所は防災、協働のまちづくり、保健福祉の推進拠点として充実させること。
- ・地域との調整業務については、本庁支所間の連携をとることで、各支所で充分対応できる体制を整えること。
- ・各種申請等はできるだけ受け付け、市民の利便性を損なわないよう配慮すること。

③支所の権限

- ・災害等緊急対応を必要とする業務は、支所長の権限とすること。
- ・地域のまちづくりに関する事業等、支所特有の事務事業については、支所長の権限によって実施すること。
- ・集権的業務に関する権限は本庁、分権的業務に関する権限は支所として、本庁・支所の役割分担を明確にすること。

④組織・機構

- ・コンパクトで、業務内容が市民に分りやすく、地域特性に配慮した組織・機構とすること。
- ・各支所組織は、本庁との距離など地域の実情を考慮しながら、大課制へ移行すること。
- ・地域のまちづくりを目的とする部署を設置し、活性化に取り組むこと。

⑤職員の配置

- ・支所長は地域のコーディネーターを務めるとともに、所属職員が横断的な事務処理ができるよう調整を図ること。
- ・支所の職員削減は避けられず、職員は一層多角的な知識、判断を求められるため、これに対

応できる職員の育成及び配置に努めること。一方、防災等の専門性の高い業務については、「プロ」の育成が必要であり、同様に地域のまちづくりについても、担当させるべき職員を育成すること。

- ・職員のコミュニケーション能力を向上させ、市民が利用しやすい環境を整えること。

⑥本庁との協力体制

・市民の安心安全は最優先事項であり、特に災害に対しては、速やかに本庁がカバーする協力体制を予め明示しておくこと。

・市をあげて取り組むイベント、選挙事務等は本庁と各支所の職員が協力して、市全体で取り組むこと。

・本庁担当部署が支所の関係業務を管理し、必要に応じて即座に応援できる体制を整えておくなど、市民の利便性を損なうことのないよう協力体制を十分検討すること。また特殊事例・困難事例への対応は本庁が判断を示し、支所職員の負担を軽減すること。」

以上、よろしく願いいたします。

●市 長 ありがとうございます。

●事 務 局 ありがとうございます。本日の提言書は、市長のお礼のあいさつの後、皆様に配付をさせていただきたいと思います。

それでは、井上市長がお礼のあいさつを申し上げます。

●市 長 行財政改革審議会の委員の皆様には、大変熱心に多方面にわたりまして御議論をいただき、本日、支所及び出張所のあり方についての御提言をいただきました。皆様にいただきました御提言の内容を十分把握しながら、赤磐市内の全地域で活力あるまちづくりが行っていくるように、職員ともども頑張っていきたいと思っております。

また行財政改革等につきまして、今後ともお気づきの点等がございましたら、どしどし御意見等もいただいて、この提言が順調に推し進めていきますように、引き続きの御助言をよろしくお願い申し上げます。

本当に長い間、またお忙しい中、お時間を割いていただきまして御議論いただき、ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

●事 務 局 それでは、提言書をお配りさせていただきます。

●議 長 今、皆さんから御審議いただきました意見をもとに、皆さんのお手元にあるとおり提言書が完成いたしました。市長のほうにお渡しいたしました。私から見ましても、非常にすばらしい提言をされたのではないかなと思っております。この提言が着実に2015年度までに実施されることを願っておりますので、ぜひよろしく、市長、よろしく願いいたします。

それでは5番の報告事項に移らせていただきます。

まず(1)市民からの苦情、要望につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事 務 局 それでは、資料3について説明いたします。資料の5ページ及び6ページを

らんください。

この資料につきましては、前回支所及び出張所のあり方を検討する上で、市役所に寄せられたクレーム等を参考にしてはどうかという御意見をいただきまして作成したものです。内容につきましては、どのような業務に関するクレーム等が多いのかを示すための材料として、市のホームページを通じてメールで寄せられたもの及び協働推進室に設置しております御意見箱に所定の用紙等で寄せられたものの中から、苦情あるいは要望に該当するものを抜き出しています。資料の担当課の欄につきましては、複数の課にかかわる場合もありますが、ここでは主担当になると思われる課等のみを示しております。そして内容を大別するために、目的について苦情なのか、要望なのか、また対象については職員に関するものなのか、法令等の制度にかかわるものなのか、あるいは実際の業務に関するものなのかという観点から、大まかではありますけれど、区分しております。

なお、回答、経過等につきましては、詳細な説明が必要になるもの、あるいは個人情報にかかわるものなどがありますので省略させていただいております。御了承ください。

資料3の説明につきましては以上です。

●議 長 ありがとうございます。

市民からの苦情、要望につきまして、事務局から説明をいただきましたけれども、今の事務局からの説明に対して、御意見、御質問などがありましたらどうぞ。

はい、〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員 1点だけであれば教えてやってください。

制度、業務に対する部分についてはいろいろあると思いますが、特に目が行きましたのが、職員へのクレームということで4点ほど掲載されておりますけれど、9番の職員の接客態度について、それから17番、18番の交流センター職員への苦情、それから一番最後の73番、中央図書館の男性職員への苦情ということで、組織とか云々よりも当時対応した人間に対するクレームということで、できればどういった内容であったのか、お聞かせ願える範囲で結構です。よかったら教えてください。

●議 長 いかがでしょうか。

●事 務 局 はい、それでは個人が特定されてもよくありませんので、大まかな内容をお伝えいたします。

まず、9番の職員の接客態度についてですが、これにつきましては、この意見を寄せていただいた方が確定申告に来られたときに、態度そのものはまあ普通だったんだけど、自分の名前を名乗って、誰それがお受けしますということを伝えてほしかったという内容でした。

それから、17番、18番についてですが、桜が丘いきいき交流センター職員への苦情、こちらにつきましては、職員がシルバー人材センターの方かもしれないとしながら、その職員がほかの知人、友人と思われる人と長々と私語をしていたということです。ボランティアなのかもし

れないけれど、仕事でしているのだから、きちんと責任を持ってその仕事をするべきじゃないかという意見をいただいています。また、別のときにそういうことを見かけたということで、同じ方から苦情と申しますか御意見を2度いただいております。

それから、6ページの一番下、73番ですね。中央図書館の男性職員への苦情ということですが、これにつきましては、図書館で子供が走っていたのを注意していたことに関するものでして、注意することはもちろん必要だし、当然しなければいけないことなただけけれども、言葉遣いがちょっと荒くて、もう少し優しくと申しますか、諭すように言ったほうがいいんじゃないか、大分しかりつけるような言い方をしていたという内容です。

以上です。

●議 長 よろしいですかね。

●〇〇委員 ありがとうございます。

私も商売人をしておりますが、市役所もサービス業の一つだと思いますので、人に対するクレームというのが一番多いでしょうし、また非常に大事なことだと思います。ですから、いろんなことを朝から晩までびんと張り詰めたお仕事も大変だとは思いますが、より一層心を広くお持ちいただきまして、おおらかな対応をしていただいて、むしろあそこの課はいい人が多いぞと、あそこのカウンターへ行ったら明るいきわやかな女の子がいて、きっとお褒めの言葉をいただくこともあるとは思いますが、より一層充実していけばいいなというふうに思っております。

以上です。

●議 長 ありがとうございます。

市役所は最大のサービス産業とも言われますので、やはり人と人の触れ合いというものが、その市の役所の評価になりますから、ぜひ市民と明るく接する、そういうことを心がけていただきたいと思っております。

ほかにかがででしょうか。苦情、要望について、何かありますでしょうか。

では私のほうから1点お聞きしたいんですけども、〇〇委員が言われたように、やはり日々の業務というものが、赤磐市役所の評価を決めると思うわけですが、こういうふうに苦情とか要望が市民の方から寄せられた後、これをどのように全庁的に処理をされているのかということをお教えいただければと思うんですけども。

●事 務 局 はい。この後の対応はどうなっているのかということですが、やはり苦情、要望の内容によって扱いが変わります。基本的には担当課で処理ということになりますが、先ほどのように職員の態度など全庁的なことについては、担当部署である総務課からすべての職員に対してこういう苦情、御意見をいただいたので改めるようにという連絡をしております。

●議 長 やはりそうでしょうね。

はい、どうぞ。

●事務 局 それから内容にもよるわけですが、特に職員の対応等が悪いという苦情等については、前回申しあげましたように御意見箱等へいただいたもののみを掲載させていただいております。したがって担当部署等に直接入った苦情等もございます。そういうものについては、特に職員の接客態度等につきましては毎週連絡会議といって部長等が集まる会議がございまして、そういう席で話をし、改めるようにしていこうということで、市長等からも指示をいただいております。

●議 長 今、部長会議といいますか、そういうところで情報共有をされているということなので、やはりいろんな部署からいろんな話がこういうふうにあると思いますけれども、ぜひそういう情報を共有されて、市役所全体で市民目線による市民サービス向上を図っていただきたいなと思っておりますので、苦情、要望が出た、終わり、ではなくて、全庁的な対応をよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは、報告事項の2番目に入りたいと思います。

平成23年度の事務事業評価結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事務 局 それでは資料4を説明いたします。

まず資料の7ページをごらんください。

こちらの事務事業評価につきましては、平成18年度の試行を経て、平成19年度から毎年実施しているものです。今年度は、211の事務事業について評価しておりまして、ここに挙がっておりますように、拡大充実としたもの、2事務事業、現状維持としたもの、64事務事業、改善としたもの、134事務事業、統合としたもの、6事務事業、休止としたもの、1事務事業、周期設定としたもの、3事務事業、廃止としたもの、1事務事業という結果を得ています。評価したそれぞれの事務事業につきましては、次の8ページから15ページのとおりです。

なお、資料にありますように、ここで言います1次評価というのは、所管課による評価であり、表の左側にあります2次評価は評価委員会による評価となっております。

資料4の説明につきましては、以上です。

●議 長 ありがとうございます。

23年度の事務事業評価ということで、その結果をお伝えいただいたわけですが、この事務事業評価の制度は何年度からスタートしてるんですか。

●事務 局 平成18年度に試行をいたしまして、19年度から本格的に実施している事業です。

●議 長 19年度からですね。19年度から本格施行ということで、これまで役所の場合、いろんな仕事をやりっ放しのようところがあつたわけですが、それを評価していこうということで19年度からされているということなんですが、この評価結果につきまして、何か御意

見とか御質問がありましたらお願いしたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

●〇〇委員 この資料4は、結論だけずっと出してあるんですけども、各事業ごとに恐らく現状維持とされた理由とか、あるいはここを改善すべきだというポイントがそれぞれにあるはずなんですけれども、今度お出しいただくときには、その辺のここがポイントでこういう点が評価されて現状維持評価になりましたとか、こういう点が問題があって改善という評価になりましたというのもつけていただいたら、より内容がわかりやすいかなと思いました。

●議 長 事務局としてはいかがでしょうか、今の要望に対しまして。

●事 務 局 はい。一つには、大分枚数と申しますか量がかさんでしまうということもありましてこういうスタイルにしたんですけど、そういうことも含めて、なるべく理由がわかる内容にするように検討させていただきます。

●議 長 私、19日と20日に津山市に行っておりました。土曜日と日曜日ですね。津山市の民事業仕分けで司会をしまして、15事業を2日間で仕分けました。きのうから中央政府のほうでも政策仕分けというのが始まっていますが、そういうことを津山市でもやりました。

そのときの状況を振り返ってみますと、やはりポイントっていうのが幾つかあって、この事業をどうするかという論点が1つか2つぐらいあって、それについて市民の目線で意見をお聞きするというふうな、そういうことなんですね。ですから、恐らく例えば要改善とかいろいろ出てきた場合に、論点というのは多分1つか2つぐらいだと思うんです、最終的には。いろんなことがあることはあまりないと思えますので、そういうポイントを箇条書きみたいな形で1つか2つ書いていただいて、その理由のためにこうなったという書き方をされれば、〇〇委員がおっしゃったような話というのは多分可能だと思いますので、ぜひ結果だけではなく、その結果になった理由と申しますか、そういうことも書くようにしていただければ、より親切かなと思います。お願いします。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 ごめんなさい。探しても見当たらないんですが、廃止としたもの、1事務事業となってますね、1事務事業。この廃止というのが載ってないんですが、何ですか、項目。見間違っていたらごめんなさい。

●議 長 廃止となった1事業、どれでしょうかということなんです。

●事 務 局 15ページの一番下のところを見ていただけますか。

●議 長 15ページですね。ページ数で15となっているところの一番最後です。

●事 務 局 表の一番下のところですよ。

●〇〇委員 ありました。縮小とか現状維持、改善とかが、全部右端に出てきているのに、いくら探しても廃止という字がないので探していましたが、最初に廃止が来ているんですね、はい。

●議 長 そうですね。

●〇〇委員 わかりました。ありがとうございました。

●議 長 2次評価結果ということで出ております。

今のようなこともありますので、1次評価が一番右で、2次評価が一番左になっていますが、ちょっと混乱されるかもしれません。あまり1次とか2次とか見ないで評価というところを見られて、それで迷いやすくなっていると思います。そのあたりも工夫をしていただければと思います。1次評価と2次評価を並べるとか、そういうふうにされるとわかりやすいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは、幾つか改善点も出てまいりましたが、そのあたりを考慮していただいて、また御報告していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で報告事項を終わります。最後に6番のその他に入ります。次回の審議会の開催につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事 務 局 失礼いたします。今年度の行財政改革審議会では、今回提言をいただいたわけですけれども、当初の予定では、年5回ということで計画をいたしておりました。来年の春の機構改革等々の関係もございますので、委員の皆様にはちょっと御無理を申し上げて4回目で提言を出していただいたわけですけれども、予定ではもう一回ございます。また、以前にちょっと申し上げましたが、現在の委員さんの任期というのは、今年度限りということになっております。任期中を通してできたこと、できなかったこと等々の課題もあると思います。次回へ引き継ぐといいますと、次の委員さんを束縛するようなことにもなるんですけれども、こういうことがありましたということを次の委員さんに申し渡しができれば、それを審議対象とされるのか、どうされるのかはわかりませんが、何らかの役に立つんじゃないかなということをおもっております。そういうことから、事務局からいいますと、もう一度開いてもいいのかなということであるわけですけれども、皆さんにはお忙しい中を来ていただいております。皆さんの御意見をいただいて、もう提言が出たんだからこれでおしまいですよということであれば、それでも結構ですし、その辺の御意見をいただければと思います。

●議 長 事務局から次回の審議会の開催についての御提案がありまして、一応今年度予算ということでは、5回の審議会の予定をしておりますので、まだ開催可能だということであります。このたびは今度12月の議会などもありますので、そういうことを見通して、今回提言をさせていただいたわけでありますが、どういたしましょうかという話です。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 今年度の提言は、新年度の予算に少しでも早く反映させるということで今回の提出ということになったとおもっております。そういうことからいくと、新年度予算が来年3月で

すか、2月から3月に審議されるわけですが、そのころになれば予算書もできておるわけですから、どの程度行革審の提言が組み込まれたのかということもある程度は我々も知りたいし、またそこから次の課題も考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけもう一回、それぞれが忙しいと思いますが、2月ぐらいですか、新年度の議会の前に、予算書ができた中で我々に説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議 長 今、〇〇委員のほうから、やはりやるべきではないかと。今回提言をいたしましたけれども、そういうものも含めて、来年度予算にそれがどんなふうに反映されるか、ちょうど2月議会が、始まる前になりますから、タイミングとしては非常にいいタイミングで開催できるかなと思ひますので、ぜひやるべきだという御提案になりますが、どうでしょうか、よろしいでしょうか。異論がある方は言っただけであればと思ひますけれど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 私も全く〇〇委員と同じ意見でありまして、提言したことがどうなっているか、今回の提案だけではなくて、この審議会の中でいろんな提案をしておりますので、それが来年度予算に盛り込まれているかどうか、この審議会は審議をするだけではなくて、そういうことを監視するという機能もありますので、そういう意味では非常に重要なことかと思ひます。

あわせて私がちょっと提案をしたいのは、きょう提言の中に盛り込みましたけれども、2015という年ですよね、ここまでに実施をしなさいということなんですが、これはこの提言の中にもありますように、要するに合併効果がなくなっていく年なんです。交付税算定などの合併特例措置がなくなる年度でありまして、だんだんと減っていくわけですね。そのスタートになる年でありまして、だから早くということで、それまでに体制を整えなければいけないということでやっております。そういう意味で、今後の財政見通しもあわせて、試算といいますか計算されてると思ひますので、そういうものも出していただきまして、これから何を考えていかなければいけないかということも、この最後の審議会であわせて検討したいと思っております。ぜひそういう、2015年度を踏まえた10年間ぐらいの財政見通しを次の審議会へ出していただきまして、それも審議させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

●事 務 局 先ほど、審議の内容について御意見をいただきました。

まず1点は、予算にどれだけ反映されているかということなんですが、1月末といいますと、予算はまとまっておるはずでございます。ただ、どこまで皆さんにお話できるかというのが非常に微妙というか、実は1月末では議会のほうに議案が出ておりません。議会に議案が出てしまえばもう何でもしゃべれるんですけども、その前ということで、議員さんにお知らせする前に、あまり個々具体的にはお話ができないという部分がありますので、どの程度のものできるか、皆さんに御納得がいただけるような資料が出せるかというのはちょっと疑問ですので、その辺はお含みいただきたいと思ひます。

それからもう一件、財政見通しということでございます。実は来年及び再来年は非常に大きな事業が目白押しでございます。とはいうものの、予算の段階でございますので、その事業費は、大きな事業ですから当然入札等を行って事業費が決まってくるわけですが、予算の段階でございますので、その段階での財政見通し、今年度の決算に基づき、5年間の見通しは立てておるわけですが、その大きな事業の事業費がまだ確定をしていないということで、非常に流動的な形になるのかなという懸念があります。したがってどの程度のもので出せるかということが非常に不安という感じではございます。ただ現状としては、私どものほうは、昨年出した中・長期の見通しよりもさらに厳しくなるのかなということを思っておりますけれども、その辺の事業費等の確定、または確定まで行かなくてもある程度目星がつけばいいんですが、そのあたりの目星がつくもの、つかないものがございますので、どうしても出すよというのであれば、当然出させていただきますけれども、良い方向か悪い方向かどちらに傾くかわかりませんので、出した資料そのままにいくかどうかというのは、現時点では非常に不透明だということは御理解いただきたいと思っております。

●議 長 多分そういうことはあると思っておりますし、流動的な要素もありますので、そういう意味ではあくまでも見通しであり、我々もそれは承知しますので、ぜひ資料を作成していただきまして、今後の行革のポイントなどをここで議論したいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

そうしますと、開催するということで御了解いただきましたので、日時をお願いします。

●事 務 局 はい。開催日ですけれども、今予定いたしておりますのは、1月30の日曜日の、時間はいつもと同じ午後1時30分から、この第1会議室でお願いできたらと思います。

●議 長 次回の審議会を開催するということで御承認をいただき、開催日については、来年1月30日の月曜日、午後1時30分からということでありました。もしやむを得ず変更などがありましたら、早目に御連絡のほうをよろしくお願いいたします。では、そういうことで、1月30日の月曜日、午後1時30分ということでよろしくお願いいたします。

ほかに何か事務局からございますでしょうか。はい。

そうしますと、きょう予定しておりました審議会の議事はこれですべて終了いたしました。皆様、どうもきょうはありがとうございました。皆様のおかげで無事今年度の提言書を提出することができました。市長にも、今皆さんに見ていただきましたように、支所のあり方、出張所のあり方についての具体的な提言を提示いたしましたので、これが着実に実行されるように我々はこれから見守っていく必要があると思っておりますので、その点何とぞよろしくお願いいたします。

このたびのテーマといいますのは、きょう冒頭にも申し上げましたように、出張所の廃止などを含む非常にデリケートな問題でありまして、この委員の皆さんの中には、精神的に非常に大変だった方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。第1次行革を一般財源18億円の削

減ということで行いまして、スリム化ということをやってきたわけですが、第2次行革では、そういうスリム化だけではなくて、行財政改革をすることによって体質を強化していくということテーマをやってきたわけです。そういう意味では、体質強化の大きな目標が、合併してこれからみんなで一体感を持ってやっていこうという中で、支所及び出張所のあり方というのは非常に大事なポイントになるものでありまして、このたび出張所を廃止という言葉が中に盛り込まれましたけれども、我々が言いたい一番のポイントは、そういう廃止ということではなくて、新しい支所或いは出張所をつくるということでもあります。ですから、そういう意味では、新たな支所及び出張所のあり方を提言したというふうにとらえていただきたいと思ひまして、まちづくりの拠点であるとか、安心・安全の防災などの拠点、こういうものとしてこれから支所及び出張所を盛り立てていかなければいけないということでもあります。そういう意味では、きょうの提言がその第一歩になったのではないかと思います。2015年度までに支所及び出張所にそういう体制ができることを祈りつつ、皆さんのこれからの御活躍をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、今回は来年の1月30日になりますけれども、ぜひまたよろしくお願ひいたします。きょうは長時間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして審議会を終わりたいと思ひます。解散をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後3時25分 閉会